



様式第2号

令和3年//月//日

坂戸市議会議長様

会派名 日本共産党
代表者名 新井 文雄



実施報告書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

- 1 期 日 令和3年10月15日（金）午後1時30分～3時23分
2 参加者氏名

新井文雄	鈴木友之	平瀬敬久	宮坂裕之

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 本会議場	坂戸市議会議員研修会 「議会運営の諸課題と議員の倫理について～「反問権」と「ハラスメント」を中心として～」

4 概要

別添のとおり

令和3年度 議員研修会報告書

会派名 日本共産党

1 期日 令和3年10月15日 午後1時30分～3時23分

2 研修内容 議会運営の諸課題と議員の倫理について～「反問権」と「ハラスメント」を中心として～
講師： 内田 一夫 元全国都道府県議会議長会事務局次長

3 参加者 4名全員
新井文雄、鈴木友之、平瀬敬久、宮坂裕之

4 結果（参加者意見、感想）

○はじめに、議員の倫理「法令を遵守すること」について説明がおこなわれ、議会活動、会派活動、議員活動、私人としての活動と議員活動の複雑さを留意したうえで活動しなくてはならないこと、特に議会活動では経費としての費用弁償。会派活動では政務活動費。私人としては政治資金など、金銭面での透明性確保に努めていかなくてはならないこと。

また、議員は、特別職の公務員であることから、公務員の守秘義務は議員には適用されないが、そこにこそ倫理感が求められることになるなど、様々な角度から議員の倫理について説明があり、議員の「法令の遵守」とは、住民から負託された役割を果たすため「やってはいけないこと」「やるべきこと」を明確にし、その範囲内であれば存分に活動できることを自ら確認することに意義があり、主体性・自己責任が非常に強い立場であることを再認識した。

○反問権については、全国的に一般質問の一問一答方式導入から反問権の導入が進むと共に反問権とは、どうあるべきか問題に上がる事柄で本市でも同様の課題を抱えている。今回の講演により、反問権の行使は、質問と答弁の食い違いを是正するため論点・争点を明確化するためのものであり、議員の質問に対し質問を返すものではないことであり、議員と長の説明責任を明確にする意図であるべきものということが明確になったことで、今後の議会運営に反映できる有意義な話であった。

○ハラスメントについては、近年の意識の高まりと種類の増加により複雑化している傾向にある。議員としてハラスメントにどう対応していくのかは大きな課題の一つとなっている。議員は住民の代表者として選挙活動や議員活動だけではなく私的活動も含め、すべての活動においてハラスメントを行わないよう注意するべきであることを前提に、議員間でのハラスメント、議員と有権者や支援者間でのハラスメントにどう対応していくのかが課題であり、先進事例のハラスメント防止の条例化などの紹介と説明が行われた。ハラスメントは、個々の倫理感が強く求められる事柄であり、本市においても条例化の検討や相談窓口の設置などハラスメントに対応する体制づくりの必要性を感じた。